

宮城県東部保健福祉事務所 高齢者支援班のメールマガジンにご登録いただきありがとうございます。

このメールマガジンは、昨年2月に発行して以降、新型コロナウイルス感染症への対応を優先していたため発行を見合わせておりましたが、今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことを受け、今後、高齢者施設等においてご配慮いただきたい点について周知を図るため、随時に発行するものです。

発行日：令和5年2月28日

■ ===== ■

## 【目次】

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更について
  - (1) マスク着用の考え方の見直し等について
  - (2) 感染症法上の5類感染症への位置付け変更について
- 2 その他

★ ===== ★

## 1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更について

★ ===== ★

### (1) マスク着用の考え方見直し等について

○令和5年2月10日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、令和5年3月13日（月）からマスクの着用が個人の判断に委ねられることになりました。

○ただし、感染防止対策としてマスクの着用が効果的な場面として、以下の場面ではマスクの着用が推奨されることとなっています。

- ・ 医療機関受診時
- ・ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

○また、高齢者施設等の従事者については勤務中のマスク着用が推奨されています。

○マスクの着用は個人の判断に委ねられることとなりますが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等から利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されています。

○マスク着用の考え方が見直された後も、基本的な感染対策は重要であり、引き続き「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行が求められています。

○「マスク着用の考え方見直し等について」の趣旨を踏まえつつ、引き続き適切な感染対策にご配慮いただくようお願いいたします。

○「マスク着用の考え方見直し等について」はこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001056912.pdf>

(2) 感染症法上の5類感染症への位置付け変更について

○これまで2類相当に位置付けられていた新型コロナウイルス感染症について、新たな変異株が出現するなど特段の事情がない限りは、令和5年5月8日（月）から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることになりました。

○位置付けが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となりますが、事業者には自主的な感染対策に取り組むことが求められています。

○5類感染症になると、これまで保健所が行ってきた受診調整や入院・療養先の調整、行政検査としてのPCR検査などが行われなくなると想定されることから、陽性者の特定や隔離が遅れ、クラスターが発生する確率が高まることが懸念されます。

高齢者施設におかれましてはクラスターの未然防止や感染拡大を防止するため、引き続き以下の点にご配慮いただくようお願いいたします。

①できるだけ濃厚接触者を出さないようにする

以下の場合には濃厚接触者となり、感染の可能性が高まりますので、職員同士での食事は控える、送迎時には窓を開けるか外気導入モードにして風量を半分以上とするなどの取り組みをすることで濃厚接触者となる機会を減らすことができますので、積極的な取り組みをお願いします。

<濃厚接触者に該当する場合の例>

- ・ 陽性の職員から食事介助や口腔ケアを受けた利用者
- ・ 陽性の利用者に食事介助や口腔ケアを行った職員
- ・ 陽性の職員と一緒に食事をした職員
- ・ 陽性の利用者と同じテーブル又は2m程度の範囲内で食事をした利用者
- ・ 陽性の職員又は陽性の利用者が乗車した状態で、乗車時間が15分以上、かつ、窓を閉め切った状態、かつ、エアコンが内気循環モード又は外気導入モードでも風量が半分以下である場合の同乗者

②陽性者発生に備えて衛生資材等の備蓄を行う

陽性者が発生しても速やかに職員の感染防止対策が取れるよう、あらかじめ衛生資材等を備蓄しておきましょう。

- ・ N95マスク、フェイスシールド又はゴーグル、キャップ、ガウン、手袋、抗原定性検査キットなど

特にクラスターが発生すると衛生資材等は相当の量を使用することが想定されますので、施設の規模に応じて必要な数を備蓄しておくようお願いいたします。

③あらかじめゾーニングや発生時を想定した訓練を実施しておく

施設の構造等を踏まえ、陽性者が発生した場合にどこをグリーンゾーンに設定するか、PPEの着脱場所をどこにするか、発生した廃棄物の処

分はどうか、職員の動線はどうか、休憩場所は確保できるか、換気は適切に行えるか、PPEの着脱方法は習得されているかなど、あらかじめゾーニングや発生時を想定した訓練を実施しておくことをお勧めいたします。

④業務継続計画（BCP）を策定しておく

クラスターが発生すると職員にも多数の陽性者が発生し、通常のシフトを維持することが困難な状況となることが想定されます。こうした場合に備え、あらかじめ業務継続計画（BCP）を策定するとともに、訓練を実施しておくことをお勧めいたします。

複数の施設がある場合には、他の施設の職員との応援体制なども、あらかじめ検討しておくといでしょう。

⑤感染症対策研修の実施など

新型コロナウイルス感染症への対処方法等について、あらかじめ施設の感染症対策マニュアルに定めておくとともに、必要な研修や訓練を実施しておくことをお勧めいたします。

宮城県では「令和4年度介護施設等感染症対策研修事業」を実施中ですので、当該事業の活用についてもご検討ください。

○「令和4年度介護施設等感染症対策研修事業」はこちら

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/42353/01jigyougaiyou.pdf>

○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」についてはこちら

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_r\\_20230210.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20230210.pdf)

○「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」はこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001048000.pdf>

○「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援」に関するページはこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kou\\_reisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kou_reisha/douga_00002.html)

○介護事業所等向けの感染対策等については厚生労働省 Web サイトを確認  
～参考URL（厚生労働省の介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染対策等まとめページ）～

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kou\\_reisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kou_reisha/taisakumatome_13635.html)

★=====★  
2 その他

★=====★  
○今回、その他の情報は特にありません。

∞∞  
発行 宮城県東部保健福祉事務所 高齢者支援班  
※本メールは、MS ゴシック 12ポイントで作成しております  
※次号の配信は、令和5年4月頃を予定しています。  
※必要に応じて臨時配信も行います。

∞∞

©宮城県東部保健福祉事務所 高齢者支援班メールマガジン  
配信停止・お問い合わせはこちら  
⇒[et-hctth@pref.miyagi.lg.jp](mailto:et-hctth@pref.miyagi.lg.jp) (メール本文に「配信停止」と記載の上送信)